第7期芽室町障がい者福祉計画
第3期芽室町障がい児福祉計画策定

資料１

Ⅰ 計画策定根拠

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障がい者の状況などを踏まえ、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない

障害者総合支援法第88条

市町村は、当該市町村の区域における障がい者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

Ⅱ 作業進捗状況

① 障がい者・児の推移と傾向分析

② 障がい者福祉のアンケート内容精査

③ 障がい福祉サービスの提供体制

Ⅲ 令和5年度スケジュール（主なもの）

※部会＝障がい者部会
（総合保健医療福祉協議会）

7月
第6期・第2期計画評価

8月
障がい福祉アンケート実施

10月
アンケート集計・部会説明

12月
計画原案 部会説明

1月上旬
パブリックコメント

3月中旬
計画（案）部会答申

令和６年度
第7期芽室町障がい者福祉計画
第3期芽室町障がい児福祉計画

資料１－１

第６期
芽室町障がい者福祉計画

第２期
芽室町障がい児福祉計画

（令和３年度～令和５年度）

【令和５年度進行管理資料】

資料１－１

■ 第６期芽室町障がい者福祉計画・第２期芽室町障がい児福祉計画の概要

１．基本目標

「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

２．基本施策

『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に掲げる４つの基本施策を推進します。

１　早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育くむよう努めます。

（1）専門的な支援の充実
（2）相談支援体制の充実
（3）地域支援の強化
（4）特別支援教育の充実

２　就労支援の強化

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

（1）就労支援体制の強化
（2）福祉的就労の充実
（3）一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
（4）農福連携の拡充

３　生活支援の充実

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

（1）福祉サービスの充実
（2）居住系サービスの充実
（3）相談支援体制の充実
（4）権利擁護の推進
（5）地域での安全安心の確保
（6）疾病の予防と早期発見
（7）ユニバーサルデザインの推進

４　支援を広げるための施策の充実

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

（1）理解と交流の促進
（2）町民活動等への支援

■ 第６期芽室町障害者福祉計画・第２期芽室町障がい児福祉計画の進捗状況

基本施策

１．早期発見及び早期支援

（１）専門的な支援の充実

発達支援を要する児童への、専門的な支援体制の整備・充実を図ります。

番号	項目	内容
１	発達支援センターの充実	発達支援を要する児童へ児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業を行い、かつ通所児童だけでなく広くアセスメントや相談支援・訪問支援を行う、発達支援の地域の中核として機能する施設運営を充実させます。また、学童期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。
進捗状況		発達支援センター利用者数Ｒ３年度 85 名、Ｒ４年度 79 名、Ｒ５年度（５月末時点）73 名。また、小学生以上を対象とした仕事体験を Ｒ３年度２回、Ｒ４年度９回実施した。Ｒ５年度９回実施を予定している。
２	重症心身障がい児の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重症心身障がい児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障がい児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
進捗状況		対象者３名が重症心身障がい児通所施設（町外施設）の利用等により、集団の場を確保している。
３	医療的ケア児への支援	日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援体制を構築します。また、ニーズの多様化を踏まえ芽室町自立支援協議会の中で、医療的ケア児への支援や課題について、協議する仕組みを継続します。
進捗状況		保護者、関係機関との情報共有を行いながら、対象児が通う所属機関へ委託により看護師を派遣し、医療的ケアを実施した。 対応件数Ｒ３：１件、Ｒ４：１件、Ｒ５：０件

（２）相談支援体制の充実

町内にある相談支援事業所に相談することで、身近な支援体制を図ります。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	福祉サービス提供や内容に関する情報を整備し、専門職を活用しながら、様々な相談ニーズに応じます。身近な相談窓口の体制整備に向けて取り組みを行います。
進捗状況		町内において、新規に開所した２か所の児童デイサービスについての情報提供を積極的に行い、子どもや保護者がより良い選択ができるよう対応した。また、民間相談支援事業所と月１回会議の場を設定し、情報共有やサービスの調整を実施した。 地域コーディネーターや保健師などの専門職が複数で対応することで、きめ細やかなケースワークを推進。 町による対象児童の対応件数。 R3：141 件、R4：99 件、R5：89 件（見込み） 民間事業者への委託件数 委託件数 R3：５件、R4：５件、R5：10 件

（３）地域支援の推進

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を推進します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の推進	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
進捗状況		保育所等訪問支援事業 R3年度２件（11 時間）、R4年度１件（２時間）、R5年度（５月末時点）１件（１時間）。コロナ禍で、訪問による支援・連携が難しくなったため、非対面（電話等）による連携に重点を置いた。
2	人材育成の充実	ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保し、ペアレントメンター等による支援体制の強化を図ります。
進捗状況		ペアレントトレーニングは、有効なほめ方、指示の

	出し方などのペアレントプログラムを設定し、効果的な子どもの関わりができるよう支援を行った。 ペアレントトレーニング実施延回数 R3：39 回、R4：25 回、R5：17 回（見込み） ペアレントメンターは、令和４年度に新規で３名の登録があり、令和５年７月現在 18 名の登録となっている。令和５年度のペアレントメンター養成講座では、講師を招き、ペアレントメンターの役割等を学んだ。相談ニーズのある保護者に対応し、支援において大きな役割を果たしている。 ペアレントメンター登録 18 名（R5．７現在）

（４）特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
進捗状況		令和３年度に「就学先決定シート」を策定し、個別支援計画を活用しながら、各機関が実施する教育相談や見学対応を統括し、本人・保護者の意向を最大限尊重した合意形成へ至ることができるよう推進した。令和４年度に保育と教育の架け橋を創るカンファレンスを年間３回から２回へ改編した。幼稚園・保育所からの就学相談では、これまであまり相談のなかった医療的ケアや登下校の移動に関する課題が散見され、令和５年度には関係３課で対応協議するなど、課をまたいだ支援体制構築を推進した。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子どもに対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を構築します。

進捗状況		芽室町読み書き支援スクリーニングガイドラインに沿って事業を実施し、校内支援委員会を中核とした支援を推進した。発達支援センターがニーズに応じ年長時にひらがな文字検査を実施し、学校を含めた発見後のより詳細なアセスメントについて、発達心理相談員が新規検査（WAVES）導入した。令和５年度において、事業の継続を町立小中学校特別支援教育コーディネーターと協議を行った。
３	地域コーディネーターの複数配置	一貫性と継続性のある支援がなされるよう必要なマンパワーを確保します。
進捗状況		発達に支援を要する児童生徒の相談では、虐待や困窮、福祉制度利用等と重視する相談が多く、家庭や日中過ごす機関だけでなく、療育や放課後・福祉制度利用や児童相談所との連携などトータルコーディネートを推進した。 また不登校や医療的ケア、登下校等移動に係る相談では課をまたいで構成する協議の庶務を担い、支援体制を構築した。

2. 就労支援体制の強化

（1）就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ると共に、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	自立支援協議会就労支援部会の体制について再度検討し、就労支援事業所、商工業業者が集まり、各部門での課題を発掘し、その解決策を検討します。
進捗状況		就労支援部会を随時開催している。令和５年度は、町外の就労移行支援事業所、養護学校、相談支援事業所と集まり、町内在住の障がい者への支援について意見交換を行った。一般就労に向けて、運転免許取得の課題などについて話し合うことができた（６月末現在）。

２	実習機会の確保	芽室町障がい者職場実習支援事業等を再構築し、就労支援事業所を利用している障がい者が、様々な就労を体験することができる機会を創設します。また、町が障がいのある人を採用し、一般就労に向けた支援を行います。
進捗状況		職場実習者（R3：１３名、R4：１２名、R5：１９名）、就労体験者（R3：８名、R4：２名、R5：受付中）に対して、役場業務の体験実習を実施した。令和３年度には、就労Ｂから Ａ 型への移行者１名、一般就労した方が１名いる。令和４年度には、町内企業での実習に挑戦しており、令和５年６月には新たな地域おこし協力隊員が採用となり、実習生に対して随時個別面談等を実施している（６月末現在）。

（２）福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場の更なる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
１	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	福祉的就労事業所などと就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。
進捗状況		令和３年度には、通勤サポート実施のためにニーズ調査も含め、芽室町内の企業１９社に訪問を行った。 令和４年度より通勤サポートを実施している。高等支援学校３年生が卒業後の就職に向けて実習を行うため、通勤サポートのスポット利用の希望にて調整している。令和５年度は、利用者の費用負担等について協議を進めていく。
２	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。
進捗状況		令和３年度には、「ばぁばの昼ごはん」「アットホームりすどん」が来所し、お弁当やパン販売を実施している。また、令和３年度から５年度にかけて、町内事業所を対象に、子どもセンターなどの草刈り作業や給食センターの作業委託を行っている。

（３）一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

NPO 法人などと連携し、一般就労への定着促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。

資料１－１

番号	項目	内容
１	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施するNPO法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、障がい者雇用の手順や雇用後のノウハウ等の一般定着支援を促進します。
進捗状況		就業・生活支援センターと連携し、障がい者就労先の新規開拓に努めている。令和４年度は、町内企業へ一般就労した方たちに対し、きめ細やかな定着支援を行っている。障がい者就労支援業務委託に係る情報交換をNPO法人と行っている。芽室町職場実習生について、就業・生活支援センター等と情報交換を行いながら、雇用を希望する町内企業と連携していく。
２	各種助成制度の周知	一般就労定着支援を実施するNPO法人やハローワーク、商工業団体等との連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がい者雇用を促進します。
進捗状況		令和３年度、工業労政係、障がい福祉係及び就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO法人の３者で、町内企業１９社へ訪問した。通勤サポートの説明を行い、法定雇用率達成のための支援について検討することができた。令和４年度には、町内企業で新たな実習先の開拓を行うことができ、令和５年６月に地域おこし協力隊が着任し、芽室町ハローワークとも連携を模索している（６月末現在）。
３	障がい者雇用の理解促進	企業等を対象にした説明会の開催、企業訪問での情報交換などの実施により、障がい者雇用の現状や課題を把握し、企業等の障がい者雇用に対する関心と理解を深めます。
進捗状況		令和３年度は、１９社への企業訪問で障がい者雇用の現状、課題の把握に努めた。令和４年度芽室町障がい者雇用セミナーを開催した。令和５年度は、帯広市自立支援協議会に出席し、障がい者雇用の現状や課題把握に努めた。
４	働く障がい者の通勤支援	通勤サポートの仕組みを構築します。一般就労した障がい者が安心して働き続けられるように、単なる足の確保だけでなく、人間関係や職場環境の相談や悩みを事前に察知できるように取り組みます。
進捗状況		令和３年度に、就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO法人と連携し、ニーズ調査、運転手の確保、運行ルートの承認を行った。令和４年度から、実際に一般就労される方に対して、通勤サポートの提供を行い、令和５年度も引き続き支援している。養護学校等からのスポット

	利用の依頼等もあり、随時調整を行っている。

（４）農福連携の拡充

就労支援事業所を利用している障がい者等を対象に、農業を体験する機会を作り、農福連携の拡充を図ります。

番号	項目	内容
1	農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所との連携整備	芽室町自立支援協議会に「農福連携部会」を設置し、農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所間で情報共有を行い、農福連携の拡充を推進します。
進捗状況		令和３年度自立支援協議会にて「農福連携部会」を開催し、生産者５人とJAめむろ関係者、福祉的就労事業所施設長、芽室町役場農林課、障がい福祉係が出席して、現状や課題について情報共有を行った。その中で、新たにアスパラの作業を依頼することや作業工賃についての話し合いも行い、令和４年度より取り組みを行っている。 令和５年度になり、障がい福祉サービス事業所に対して新たにごぼうの選別や袋詰め等の作業が加わっており、農福連携部会の定期開催を行う予定である（６月末現在）。

3. 生活支援

（1）福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。
進捗状況		町内の居宅介護サービス提供事業所が対応できない場合、町外のサービス事業所利用について相談支援事業所と連携してサービスが導入できるよう調整した。また、重度訪問介護利用希望者に対して、支給基準を超える利用申請があった場合に、速やかに西十勝障がい支援区分認定審査会に協議を行い、希望サービスが利用できるように調整し、居宅生活継続の支援を行った。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。
進捗状況		町内の地域活動支援センターのみならず、町外の地域活動支援センターの利用を希望する方に対して、他市町村と契約を締結し利用ができるように充実を図った。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。
進捗状況		町外の日中一時支援事業所を利用したいという要望があった場合に、速やかに町外事業所と委託契約を締結し、希望したサービスが提供できるように調整し、家族の負担軽減に繋げた。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。

進捗状況		在宅で寝たきりの状態である方からの申請に対して、委託先訪問入浴サービス事業所と調整を行い、速やかにサービスが提供できるようにした。
５	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
進捗状況		令和３年度購入１件、修理１件。令和４年度購入１件、修理１件を軽度難聴児に対して、補聴器の購入、修理の費用等の一部を助成している。
６	各種福祉手当の周知	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。
進捗状況		制度に準じて実施した。
７	各種助成制度等の周知・助成	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。
進捗状況		交通費助成について、事業所等に対して案内を行った。
８	医療給付・助成制度の実施	特定の障がいを除去・軽減するための医療に対する自立支援医療（更生医療・精神障害者通院医療等）の制度周知や適正な運用を図ると共に、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
進捗状況		令和５年４月より、高校生の医療費無償化に伴い重度心身障害者医療費補助制度に関する条例改正を行い、対象者に対して新たに受給者証の発行を行った。

（２）居住系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実等を図ります。

番号	項　目	内　容
１	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。

進捗状況		令和５年８月に、町内に新たに女性専用のグループホーム（12 名）が開設予定となっている。今後も新たに建設予定がある状況となっている。
２	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
進捗状況		令和３年度２件、令和４年、令和５年度の実績はなし。
３	生活体験住宅の整備・運営	生活体験ができる住宅を整備、運営に努めます。地域生活移行を推進するため、相談支援事業所の地域定着支援や自立生活援助を活用し、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援体制を構築します。
進捗状況		令和３年度３人、令和４年度４人であるが、同じ方の複数回利用が多かった。生活体験としての利用希望だけでなく集いの場としての利用も行っている。一般就労した方の集まりの場として、就労定着、通勤サポートの業務を委託しているNPO 法人と連携して、餅つきの行事などを開催している。令和５年６月に地域おこし協力隊が着任し、体験住宅の運営管理にあたっている（６月末現在）。

（３）相談支援体制の充実

障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要なため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる情報提供に努めます。

番号	項　目	内　容
1	計画相談支援の充実	芽室町相談支援事業所において、障害福祉サービス等の利用にかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、ネットワークの強化を図り、芽室町相談支援の体制整備に努めます。
進捗状況		令和３年度から町内の相談支援事業所に業務の委託を行っている。年度を通じて相談支援部会を開催し、就労アセスメント等に係る勉強会や現在の相談体制を把握し、課題の抽出に努めている。
2	基幹相談支援センターの設置についての協議・検討	民間相談支援事業所の体制整備に努め、状況を勘案しながら基幹相談支援センターの設置について、協議、検討を進めていきます。

進捗状況		令和３年度から、相談支援部会にて設置について検討を行った。令和４年度には先進地視察等を行い、基幹相談支援センターについて具体的な構想を練ることができた。令和５年には、重層的相談支援体制についても協議し、内部で基幹相談支援センターの設置に向けて確認を行っている。
３	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり	障がいのある人やその家族の高齢化や障がいの重度化を踏まえ、生活の場の確保、緊急時の受入れ体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障害福祉サービスとの有機的な連携等、地域の体制をつくります。
進捗状況		町内の障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、生活支援に関する意見交換を行っている。令和４年度には、芽室町地域包括支援センター主催の「ケアマネネットワーク会議」令和５年度には「地域ケア会議」に出席し、情報交換を行った。
４	情報提供体制の充実	必要な情報をわかりやすく入手できるよう、インターネットなどの活用や、障がいの特性に配慮した情報提供に努めると共に、窓口で対応する職員の資質向上に努めます。
進捗状況		随時必要な情報についてホームページを修正して対応し、フェイスブック等による発信を行った。令和４年度に、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、意思疎通支援として「コミュニケーションボード」の設置を町内のコンビニ業者と連携して取り組んでいる。また、新規採用職員に対して、障がい福祉に関する研修会を開催しており、障がい者差別解消法についてなどの学びを深め、資質向上に努めている。
５	専門的人材の養成	サービス等利用計画を作成する職員の専門性を高めるため、相談支援従事者の養成研修に計画的に参加します。また、障がい支援区分認定調査員研修に参加し、利用者に適切なサービスが提供されるよう努めます。
進捗状況		障がい支援区分認定調査員研修に障がい福祉係より２名が参加している。令和４年度は、相談支援専門員現任研修に１名参加している。令和５年度は、新たな相談支援専門員の養成のため相談支援専門員初任者研修に申し込みを行う。

６	自立支援協議会の実施	ひきこもりも含む相談内容の多様化等に対応するため、庁舎内の各担当係や各関係機関との連携を図り、情報共有や支援体制の調整に努めます。また、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた協議の場を設置します。
進捗状況		相談支援部会（R3：６回、R4：６回、R5：１回）ひきこもり支援部会（R3：６回、R4：６回、R5：２回）をそれぞれ開催している。また、帯広市の自立支援協議会にも出席している。

（４）権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項　目	内　容
１	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の普及や市民後見人の養成・活動支援により、成年後見制度の利用を促進します。
進捗状況		成年後見普及啓発業務を委託している社会福祉協議会で、成年後見制度に関する講演会を開催している。令和４年度に市民後見人養成研修を開催し、新たに９名の方が受講されている。
２	日常生活自立支援事業の利用促進	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
進捗状況		金銭管理等が困難な事例が発生した場合に、社会福祉協議会に相談を行い、日常生活自立支援事業が利用できるように調整を行っている。また、日常生活自立支援事業のパンフレットを用意して、相談支援事業所等を通じて普及啓発に取り組んでいる。
３	障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し普及・啓発に努めると共に、相談や通報等の窓口を周知し、早期対応による安全の確保に努めます。

進捗状況		障がい者虐待に係る通報は、R3年１件、R4年１件、R5年１件となっている。いずれも虐待認定には至らなかったが、精神障がいに起因するケースなどがあり、保健推進係に引き継いで経過観察を行うなどの対応をしている。
４	行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者に合わせた窓口での適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。 また、障害者差別解消法に基づく芽室町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員の障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めます。
進捗状況		聴覚障がいの方と手話通訳者と打ち合わせを行い、窓口での筆談方法についてなど確認を行った。新規採用職員に対して、障害者差別解消法に基づく「職員対応マニュアル」の説明を行い、窓口を対応する職員が障がい特性に配慮した情報提供が行えるように努めた。
５	障がいを理由とする差別解消のための啓発	障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないよう、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」に書かれている理念や内容について、広報誌などによる周知、講座や講演会等の開催により、障がいのある人やその保護者、町民に対して広く普及・啓発に努めます。
進捗状況		ヘルプマークについて、広報誌での情報発信を行った。令和４年度は「コミュニケーションボード」についても啓発を行い、聴覚障がいを抱える方の支援についても情報共有を行った。

（５）地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項　目	内　容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳＊への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを推進します。

進捗状況		避難行動要支援者のうち、聴覚障がいの方の避難支援計画（個別計画）の作成について、担当係との調整を行った。
２	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や、障がい特性により集団生活が困難な人の避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
進捗状況		町内社会福祉法人が整備するグループホームおよび短期入所施設に福祉避難所の機能を兼ね備えるため、法人と担当係において協定の調整を行っている。

（６）疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項　目	内　容
１	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
進捗状況		障がい福祉サービス事業所利用者に対し「巡回ドック」（１月開催）の時期に合わせて、受診勧奨を実施した。令和５年度も担当係と連携し案内を送付する。
２	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。
進捗状況		障がい福祉サービス事業所利用者に対し、保健福祉センターを会場とした健診の受診勧奨を実施する。希望者には日中一時支援事業を活用し、通所職員が受診時の同行支援を行い、安心して受診できる体制整備を行う。また、聴覚障がい者の方が受けやすい体制を作るため、手話通訳派遣制度を用いて子どもの歯科受診などに対して、通訳者の派遣を行った。

（7）ユニバーサルデザイン*の推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項　目	内　容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー*化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
進捗状況		歩道から役場庁舎内に出入りするまでの間に点字ブロックを設置し、視覚障がいの方の安全に配慮している。
2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。
進捗状況		令和５年７月１日より、芽室町温水プール、芽室町トレーニングセンターをリニューアルオープンし、幼児プール等を設置し、協議目的から健康増進、小さいお子様も活用できる多くのニーズを満たせる施設となっている。

4. 支援を広げるための施策

（1）理解と交流の促進

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項　目	内　容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方、「障害者週間」（12 月３～９日）などについて、広報誌等を活用し広く周知を図り、町民の理解と障がいに関する意識の向上を目指します。 また、既に実施されている合理的配慮の事例等について、広報誌等を活用した周知、障がいのある人やその保護者、企業等を対象とした講座や、町民を対象とした講演会を開催し、障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の理念の普及・啓発に努めます。
進捗状況		町のフェイスブックを用いて、障がい者週間についての啓発を行った。また、企業に対して就労定着・通勤サポートの業務を委託している NPO 法人と連携して障がい者雇用に向けた講演会を実施し、合理的配慮についても理念の普及・啓発に努めた。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
進捗状況		「まちづくりに関する住民意識調査」の中に、障がいに関する設問を２項目設定し、住民意識を把握した。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
進捗状況		イベント運営費の一部を補助金として支出した。パン工房「リスどん」に、月２回役場庁舎に来庁いただき、パン販売を行ってもらった。役場庁舎以外にも、介護保険サービス事業所等にも販売の場を拡大できるように調整を行い、健常者との交流の機会の充実に取り組みを行った。

４	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。
進捗状況		庁舎内など耳マーク等を置き、普及啓発に努めた。また、広報誌において、ヘルプマークの紹介を行い、正しい理解と普及に努めた。

（2）町民活動等への支援

当事者団体や家族会などの活動の周知・支援を行います。

番号	項　目	内　容
１	身体障害者福祉協会芽室分会の活動支援	会員相互の協力、親睦等を通じて障がい者福祉の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		身体障害者福祉協会芽室分会の結成に伴い、活動内容の確認等を行った。
２	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		運営費の一部を補助金として支出した。
３	ことばを育てる親の会の活動支援	発達に支援が必要な子をもつ親の研修を行う本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		ことばを育てる親の会は解散したが、発達支援センターが保護者支援として場の提供や相談対応など継続して実施した。
４	広報活動の充実	各種団体等の活動内容や活動状況について、パンフレットの作成や広報誌・ホームページ等の活用により、広く町民へ周知し、活動の活性化を図ります。
進捗状況		手話通訳者と連携して、町広報誌において活動内容について報告を行った。

資料１－２

障がい福祉についての意識調査

～アンケート調査へのご協力のお願い～

日頃より芽室町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。芽室町では現在、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、障がい者手帳をお持ちの方、福祉サービスを利用されている方、町内会長、民生委員児童委員、各種審議会委員から選ばせていただきました。この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は、芽室町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使うことは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月　芽室町

《記入要領》

・宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。

・回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

・記入が終わりましたら、8月16日（水）までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。

・このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問合せください。

■お問い合わせ

芽室町健康福祉課障がい福祉係（担当：矢野・赤坂）　電話：62－9723　FAX：62－0121

芽室町子育て支援課発達支援係（担当：有本・山﨑）　電話：62－3159　FAX：62－4433

お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

１　本人（または本人が答え代筆者が記入）	３　その他の方（本人の立場にたって記入）
２　家族（本人の立場にたって記入）	

性別・年齢・ご家族・障がいの状態などについて

問1　あなたの性別・年齢を教えてください。（任意回答）

１　男性	２　女性	３　こたえたくない	年齢（　　）歳　（令和5年10月1日現在）

問2　日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に介助（手助け）しているのは、どなたですか。（○は3つまで）

１　父母	８　子ども（高校・大学生）
２　祖父母	９　子ども（社会人）
３　きょうだい（小・中学生）	１０　ボランティアの方
４　きょうだい（高校・大学生）	１１　ホームヘルパーや施設・病院の職員
５　きょうだい（社会人）	１２　その他（　　）
６　配偶者（夫または妻）	１３　介助・介護は受けていない
７　子ども（小・中学生）	

問3　介助（手助け）を行う中で、家族に次のような変化や影響は見られますか。（○はいくつでも）

１　家事や育児に協力的になった	５　学業に支障が出ている
２　障がい者・児の気持ちが理解できるようになった	６　部活動・習い事に支障が出ている
３　介護者の気持ちが理解できるようになった	７　特に影響はない
４　仕事に支障が出ている	８　その他（　　）

問4　あなたがお持ちの手帳は次のどれですか。該当する数字に○をつけてください。（複数の手帳をお持ちの場合は、該当する全てに○）

手帳の種類	内容
１　身体障害者手帳　⇒	**（持っている方）どのような障がいですか。** １　視覚障害 ２　聴覚障害、平衡機能障害 ３　盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複） ４　音声・言語・そしゃく機能障害 ５　肢体不自由 ６　内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害）
２　療育手帳	
３　精神障害者保健福祉手帳	

問5　あなたは、次のうちに当てはまるものがありますか。（あてはまるものすべてに○。）

１　自立支援医療（精神通院）を受給している
２　重症心身障害※1に該当している
３　発達障害※2と診断されたことがある
４　強度行動障害※3があると言われたことがある
５　高次脳機能障害※4として診断されたことがある　　→問６へ
６　日常的に医療ケアを受けている　　→問７へ
７　あてはまるものはない

→選択肢5か6に該当しない場合は、問8へ

※１重症心身障害：重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態をいいます。
※２発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害をいいます。
※３強度行動障害：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。
※４高次脳機能障害：一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により、脳に損傷を受けその後遺症等として、生じた記憶障害、注意障害、社会的障害、失語などの認知障害をいいます。

問6　その関連障害をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

１．視覚障害	２．聴覚障害	３．音声・言語・そしゃく機能障害
４．肢体不自由（上肢）	５．肢体不自由（下肢）	６．肢体不自由（体幹）
７．内部障害（１～６以外）		

問7　あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

１．気管切開	２．人工呼吸器（レスピレーター）	３．吸入
４．吸引	５．胃ろう・腸ろう	６．鼻腔経管栄養
７．中心静脈栄養	８．透析	９．カテーテル留置
１０．ストマ（人工肛門・人工膀胱）	１１．服薬管理	１２．その他

住まいや暮らしについて

問8　あなたは、どこで生活をしていますか。（○は1つだけ）

１　自宅	３　グループホームなど
２　借家・公営住宅	４　その他（　　）

問9あなたは現在、どのように暮らしていますか。（（1）と（2）のそれぞれについて、○は1つだけ）

（1）一緒に暮らしている人の有無

１　一人で暮らしている
２　配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている
３　父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている
４　福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている
５　その他（　　）

（2）暮らしている場所

１　一般の住宅
２　グループホーム
３　福祉施設（障がい児・者支援施設）
４　福祉施設（高齢者施設）
５　病院（入院中）
６　その他（　　）

権利擁護について

問10　成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていましたか。（○は1つだけ）

１　名前も内容も知らない	３　名前も内容も知っている
２　名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問11　あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。（○は1つだけ）

１　活用したい	３　活用したいと思わない
２　今は必要ないが、将来は必要により活用したい	４　わからない

問12　あなたは、障がいのあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。（○は1つだけ）

１　ある　⇒問 13 へ	２　少しある　→問１３へ	３　ない　⇒問 14 へ

問13　どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

１　学校・仕事場	５　病院などの医療機関

２　仕事を探すとき	６　福祉施設・サービス事業所
３　外出先	７　住んでいる地域
４　余暇を楽しむとき	８　その他（　　）

問14　平成28年4月1日から、障害者差別解消法＊1 が施行され、『不当な差別的取 扱 い』＊2を禁止するとともに、『合理的配慮』＊3を 行 うことなどを通じて、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、障害者差別解消法について知っていましたか。（○は1つだけ）

＊1　…　正式名 称は、「障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律」です。

＊2　…『不当な差別的取 扱 い』とは、障 がいのある人に対して、正 当な理由なく、障 がいを理由として、サービスの提 供を拒否することや、サービスの提 供にあたって場所や時間帯を制限すること、障 がいのない人にはつけない条 件をつけることなどです。

＊3　…『合理的配慮』とは、障 がいのある人から、社会の中にある「暮らしにくさ」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲でその解決に向けた工夫や配慮を 行 うことです。

１　名前も内容も知らない	３　名前も内容も知っている
２　名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問15　あなたは、障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力・虐待などをなくすためにどのようなことが最も必要だと思いますか。（○は3つまで）

１　相談窓口、通報体制の整備
２　地域における関係機関のネットワークづくり
３　暴 力・虐 待を受けた方の一時保護制度の整備
４　差別や嫌がらせ、暴 力・虐 待などに関する広報の充 実
５　差別や嫌がらせ、暴 力・虐 待などを早期発見するための診断方法の確立・マニュアル整備
６　関係機関の職 員に対する教 育・研 修の充 実
７　その他（　　）

保健・医療について

問16　あなたは、体調を維持するために、気を配っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　食事（栄養バランスなど）に気をつけている
２　スポーツ・運動（リハビリを含む）をしている
３　睡眠を十 分にとっている
４　酒を飲まない、たばこを吸わない、または控えている
５　定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している
６　趣味・レクリエーションでストレスを解 消 している

７　その他（　　）
８　特にない

問17　医療を受けるうえで、困っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない
２　医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない
３　医師・看護師などの指示や説明がよくわからない
４　専門的な治療をしてくれる病院が近くにない
５　ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない
６　いくつもの病院に通わなければならない
７　気軽に往診を頼める医師がいない
８　医療費の負担が大きい
９　その他（　　）
１０　特に困っていることはない

外出について

問18　あなたは、外出するときは誰かの介助を必要としますか。（○はいくつでも）

１　ひとりで外出できる
２　家族が介助する
３　友人・知人が介助する
４　近所の方が介助する
５　ホームヘルパーが介助する
６　ボランティアの方が介助する
７　その他（　　）

問19　あなたが外出できない理由、または外出するときに困ることは何ですか。（○はいくつでも）

１　健康上や体力的に自信がない
２　介助・支援を頼める人がいない
３　周囲の目が気になる
４　お金の計算や支払ができない
５　道路や歩道が通りにくい
６　建物に、段差があるなどで利用しにくい
７　バスなどの交通機関が少ない
８　障がい者用の駐車場が少ない
９　障がい者用のトイレが少ない
１０　外出する気力がない
１１　出かけるところがない
１２　その他（　　）
１３　特にない

地域生活と防災について

問20　あなたは今、地域の人に支えられていると思いますか。（○は1つだけ）

１　支えられている
２　どちらかというと支えられている
３　どちらとも言えない
４　どちらかというと支えられていない
５　支えられていると思わない

問21　あなたは、次のサービスをボランティアが行うとしたら、どれをお願いしたいと思いますか。（○はいくつでも）

１　食事の世話	６　代筆・代読
２　洗濯・つくろい	７　買い物
３　部屋の掃除、庭の手入れ	８　手話通訳または要約筆記
４　話相手、相談相手	９　その他（　　）
５　病院などへの送迎・外出介助	

問22　災害が起こった際、あなたは一人で避難所に避難できますか。（○は1つだけ）

１　避難所の場所をしっており、１人で避難できる	３　避難できない
２　避難所は知っているが、１人で避難できない	４　その他（　　）

問23　災害が起こった際の不安は何ですか。（○はいくつでも）

１　災害の状況が伝わってこない場合の不安	４　その他（　　）
２　避難する際の不安	５　特にない
３　避難先での不安	６　わからない

問24　災害時に避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。（○はいくつでも）

１　トイレのこと	６　補装具や日常生活用具のこと
２　プライバシー保護のこと	７　その他（　　）
３　コミュニケーションのこと	８　特にない
４　介助・介護してくれる人のこと	９　わからない
５　薬や医療のこと	

問25　あなたは、災害時要援護者台帳登録※について知っていますか。（○は1つだけ）

１　知っている　⇒問 26 へ	２　知らない　⇒問 27 へ

問26　あなたは、災害時要援護者台帳登録していますか。（○は1つだけ）

※災害時要援護者台帳登録とは、地震や台風など、大きな災害にみまわれたとき、地域の住民などが協力し避難、救護、救援などの支援活動を円滑に行えるよう、福祉防災調査に同意をし登録する制度です。身近な地域で日常の声かけや見守り支援が受けられます。

１　登録している	２　登録していない

問27　停電時、非常用電源の用意などはありますか。（○は1つだけ）

１　ある　　２　ない　⇒　理由をア～エからを選択してください

ア　必要がない

イ　どのような物を準備すれば良いかわからない

ウ　費用がかかるから

エ　とくに理由はない

障がいへの理解について

問28　あなたは、「障がい」に対する町民の理解は深まってきていると思いますか。（○は1つだけ）

１　かなり深まってきている	５　全く深まっていない
２　ある程度深まってきている	６　その他（　　）
３　どちらとも言えない	７　わからない
４　あまり深まっていない	

問29　あなたは、芽室町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。（○は1つだけ）

１　暮らしやすいと思う	４　どちらかというと暮らしにくいと思う
２　どちらかというと暮らしやすいと思う	５　暮らしにくいと思う
３　どちらともいえない	６　その他（　　）

問30　あなたは、障がいのある方に対する支援として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（○は5つまで）

１　早期発見や初期段階での支援の充実
２　健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実
３　何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実
４　各種サービスや制度、医療機関などの情報提供
５　自分の生活、財産、権利を守ってくれる制度の充実
６　ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
７　家族にかわって短期間世話をしてくれるショートステイ・日中一時支援事業の充実
８　地域活動支援センター（アットホームめむろ）等の通所施設の充実
９　グループホームなど地域で暮らせる場所の充実
１０　就学・学校教育に関する支援の充実
１１　就労支援（ジョブコーチを含む）、職業訓練の充実
１２　移動の支援の充実
１３　町民への障がいに関する理解の促進
１４　ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実
１５　災害時に備え、要援護者の把握、安否確認や避難支援体制の充実
１６　年金や医療面の経済的な援助の充実
１７　スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する支援の充実
１８　公共施設や道路などのバリアフリー化
１９　保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化
２０　その他　（　　）
２１　特にない

住まいや暮らしについて

問31　あなたは今後、どのように暮らしたいですか。（(1)と(2)のそれぞれについて、○は1つだけ）

(1)一緒に暮らしたい人の有無

1	一人で暮らしたい　→　（問３２へ）
2	配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい
3	父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい
4	福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい　→　（問３３へ）
5	その他　→　（問３３へ）

(2)暮らしたい場所

1	一般の住宅
2	グループホーム
3	福祉施設（障がい者支援施設）
4	福祉施設（高齢者施設）
5	その他（　　）

※問31　で「1　一人で暮らしたい」と答えた方に質問します。

問32　一人で暮らす際にどのようなことが心配ですか？（あてはまるものすべてに○）

1	心配なことはない	5	緊急時の対応
2	家事	6	通院の付き添い
3	金銭管理	7	その他（　　）
4	書類の手続き		

※問31　で「4　福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」と答えた方に質問します。

問33　グループホームなどで生活する場合、いつごろと考えていますか。（○は1つだけ）

1	1年以内（R6年度）	4	7～１０年後（R１２～R１５年度）
2	1～3年後（R7～R8年度）	5	わからない
3	4～6年後（R9～R１１年度）	6	その他（　　）

雇用・就労について

問34　あなたは、現在、仕事をしていますか。（○は1つだけ）

1	している　**⇒問35へ**	2	していない　**⇒問36へ**

※問34　で「1　している」と回答した方におたずねします。

問35　あなたは、どこで働いていますか。（○は1つだけ）

1	会社などで正社員（一般雇用）として働いている	4	自営業者

１　会社などで正社員（障がい者雇用）として働いている	５　内職・自営業の手伝い
３　会社などでアルバイト・パートとして働いている	６　その他 （　　）
４　施設・作業所などで働いている（福祉的就労）	

※問34　で「2　していない」と回答した方におたずねします。

問36　働いていない主な理由は何ですか。（○は3つまで）

１　年齢のため（幼少・学生）	０７　自分に合う（できる）仕事がない
２　仕事をする必要がない	０８　通勤が困難
３　家事・育児・介護のため	０９　障がい者について職場の理解度が低い
４　障がいが重い、病弱なため	１０　働くことが不安である
５　求職中または職業訓練中である	１１　その他（　　）
６　賃金が低いなど、労働条件が悪い	

※全員におたずねします。

問37　あなたは、障がいのある方が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。（○は3つまで）

０１　就業に対する相談支援体制が充実していること
０２　障がい者向け求人情報の提供が充実していること
０３　職場内で、障がいに対する理解があること
４　障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること
５　通勤や移動に対して、配慮や支援があること
６　トライアル雇用事業※などにより、就業希望者と事業主のニーズが調整されること
７　ジョブコーチ派遣事業※などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること
８　法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること
９　その他（　　）
１０　わからない

※トライアル雇用（試行雇用）事業

企業が短期間（3か月程度）のトライアル雇用（試行雇用）を受け入れることで、職場に適応できるかについて、障がい者と企業とがお互いに確認してから本雇用に進むかどうかを決める事が出来る制度です。企業の雇用のきっかけをつくり、一般雇用へ移行を促すものです。

※ジョブコーチ（職場適応援助者）派遣事業

障がいのある方が、職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて一定期間（3か月程度）直接支援を行います。新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。また、障がいのある方への支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある方の職場に適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

問38　あなたが就労について、相談する場所はどれですか。（○は1つだけ）

１　ハローワーク	４　相談支援事業所
２　就業・生活支援センター	５　その他
３　芽室町役場	（　　）

問39　あなたの最も希望する職業形態は次のうちどれですか。（○は1つだけ）

１　農業・林業・漁業	６　福祉事業所などでの作業
２　工場などでの製造	７　会社などからの発注や依頼をされて自宅である仕事、在宅勤務、内職等
３　販売・接客	８　その他（　　）
４　事務	９　特にない
５　自営業、家の仕事（家業）の手伝い	１０　わからない

相談・情報提供・コミュニケーションについて

問40　あなたは、現在悩んでいることや相談したいことがありますか。（○はいくつでも）

１　健康や治療のこと	９　結婚のこと
２　生活費など経済的なこと	１０　緊急時や災害時のこと
３　介助や介護のこと	１１　話し相手がいないこと
４　家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	１２　福祉などに関する情報収集のこと
５　住まいのこと	１３　家族や地域での人間関係のこと
６　外出や移動のこと	１４　学校・職場・施設内での人間関係のこと
７　就学や進学のこと	１５　その他（　　）
８　仕事や就職のこと	１６　特にない

問41　あなたが悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）

１　家族・親戚	７　民生委員・児童委員
２　友人・知人	８　児童相談所
３　学校・職場	９　公共職業安定所（ハローワーク）
４　福祉施設・サービス事業所	１０　医療機関（病院や診療所）
５　保健福祉センター	１１　どこに相談したらよいかわからない
６　役場の関係窓口	１２　その他（　　）

問42　あなたは、障がいのある方の情報収集について、どのようなことが最も必要だと思いますか。（○は3つまで）

１　インターネット・SNSなど、障がいに適応した形による情報提供
２　障がいのある方の立場に立った相談支援体制の充実
３　手話通訳者、要約筆記者の派遣などの充実
４　その他（　　）
５　特にない

問43　あなたは芽室町自立支援協議会について知っていますか。（○は1つだけ）

1　知っている	2　知らない

福祉サービスについて

問44　現在、利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。

※介護保険制度の利用分は除き、障害福祉サービスの利用にのみ、お答えください。

また、現在の利用で「2. 利用していない」または、今後の利用希望で「2. 希望なし」と答えた場合、その理由をそれぞれお答えください。（下の表のア～ケから選んで記載ください。）

「利用していない場合の理由」「利用希望がない場合の理由」の選択肢

ア、　サービスを受ける必要がないため
イ、　サービスの対象者に含まれないため
ウ、　既に別のサービスの提供を受けているため
エ、　サービス利用時間の都合が合わないため
オ、　地域にサービス提供事業所がないため
カ、　引き受けてくれる事業所が見つからないため
キ、　利用料金がかかるため
ク、　サービスがあることを知らなかったため
ケ、　その他

区分		1．現在の利用			2．今後の利用希望		
		利用している	利用していない	理由（ア～ケ）	利用したい	希望なし	理由（ア～ケ）
1 相談系	**① 計画相談支援** 困っていることや生活の希望などについて相談することができ、サービス等利用計画の作成や調整などを行うサービス	1	2		1	2	
2 居住系	**① 共同生活援助（グループホーム）** 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行うサービス	1	2		1	2	
	② 施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス	1	2		1	2	

区分		1．現在の利用			2．今後の利用希望		
		利用している	利用していない	理由（ア～ケ）	利用したい	希望なし	理由（ア～ケ）
3 訪問系	**①居宅介護（ホームヘルプ）** 自宅で入浴や排せつ、食事の介助などを行うサービス	1	2		1	2	
	②重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービス	1	2		1	2	
	③同行援護 視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行し、視覚的情報の支援など必要な介助や移動の補助などを行うサービス	1	2		1	2	
	④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス	1	2		1	2	
4 日中活動系	**① 生活介護** 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス	1	2		1	2	
	② 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス	1	2		1	2	
	③ 就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス	1	2		1	2	
	④ 就労継続支援（A型）・・・雇用契約に基づく就労（最低賃金保障） 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な、知識・能力の向上のための訓練を行うサービス	1	2		1	2	
	⑤ 就労継続支援（B型）・・・雇用契約に基づかない就労（一定の賃金保障） 通常の事業所で働くことが困難な方、一定年齢に達し	1	2		1	2	

	ている方などに、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービス						
	⑥短期入所（ショートステイ） 介護する方が病気の場合などに、障がい者施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス	1	2		1	2	
5 地域生活支援事業	**① 日中一時支援** 日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある方の日中における活動の場を提供するサービス	1	2		1	2	
	② 移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がいのある方に対し、外出のための支援を行うサービス	1	2		1	2	
	③ コミュニケーション支援事業 聴覚・言語・音声の障がいにより、コミュニケーションに支障のある方へ、手話通訳者等を派遣するサービス	1	2		1	2	
	④ 地域活動支援センター 通所により、創作的活動や機能回復訓練を行うほか、障がい者同士の交流の場を提供するサービス	1	2		1	2	
	⑤日常生活用具給付等事業 重度の障がいのある方が、日常生活に必要な用具の給付や貸出を受けられるサービス	1	2		1	2	

問45　障がい福祉について、あなたがお考えになっていることがありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

資料１－３

障がい福祉についての意識調査

～アンケート調査へのご協力のお願い～

日頃より芽室町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。芽室町では現在、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、障がい者手帳をお持ちの方、福祉サービスを利用されている方、町内会長、民生委員児童委員、各種審議会委員から選ばせていただきました。この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は、芽室町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使うことは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月　芽室町

《記入要領》

・宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。

・回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

・記入が終わりましたら、8月16日（水）までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。

・このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問合せください。

■お問い合わせ

芽室町子育て支援課発達支援係（担当：有本・山﨑）　電話：62－3159　FAX：62－4433

芽室町健康福祉課障がい福祉係（担当：矢野・赤坂）　電話：62－9723　FAX：62－0121

お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

１　本人（または本人が答え代筆者が記入）	３　その他の方（本人の立場にたって記入）
２　家族（本人の立場にたって記入）	

性別・年齢・ご家族・障がいの状態などについて

問1　あなたの性別・年齢を教えてください。（任意回答）

１　男性	２　女性	３　こたえたくない	年齢（　　）歳　（令和5年10月1日現在）

問2　日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に介助（手助け）しているのは、どなたですか。（○は3つまで）

１　父母	８　子ども（高校・大学生）
２　祖父母	９　子ども（社会人）
３　きょうだい（小・中学生）	１０　ボランティアの方
４　きょうだい（高校・大学生）	１１　ホームヘルパーや施設・病院の職員
５　きょうだい（社会人）	１２　その他（　　）
６　配偶者（夫または妻）	１３　介助・介護は受けていない
７　子ども（小・中学生）	

問3　介助（手助け）を行う中で、家族に次のような変化や影響は見られますか。（○はいくつでも）

１　家事や育児に協力的になった	５　学業に支障が出ている
２　障がい者・児の気持ちが理解できるようになった	６　部活動・習い事に支障が出ている
３　介護者の気持ちが理解できるようになった	７　特に影響はない
４　仕事に支障が出ている	８　その他（　　）

問4　あなたがお持ちの手帳は次のどれですか。該当する数字に○をつけてください。（複数の手帳をお持ちの場合は、該当する全てに○）

手帳の種類	内容
１　身体障害者手帳　⇒	**（持っている方）どのような障がいですか。** １　視覚障害 ２　聴覚障害、平衡機能障害 ３　盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複） ４　音声・言語・そしゃく機能障害 ５　肢体不自由 ６　内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害）
２　療育手帳	
３　精神障害者保健福祉手帳	

問5　あなたは、次のうちに当てはまるものがありますか。（あてはまるものすべてに○。）

１　自立支援医療（精神通院）を受給している
２　重症心身障害※1に該当している
３　発達障害※2と診断されたことがある
４　強度行動障害※3があると言われたことがある
５　高次脳機能障害※4として診断されたことがある　　→問６へ
６　日常的に医療ケアを受けている　　→問７へ
７　あてはまるものはない

→選択肢5か6に該当しない場合は、問8へ

※１重症心身障害：重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態をいいます。
※２発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害をいいます。
※３強度行動障害：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。
※４高次脳機能障害：一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により、脳に損傷を受けその後遺症等として、生じた記憶障害、注意障害、社会的障害、失語などの認知障害をいいます。

問6　その関連障害をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

１．視覚障害	２．聴覚障害	３．音声・言語・そしゃく機能障害
４．肢体不自由（上肢）	５．肢体不自由（下肢）	６．肢体不自由（体幹）
７．内部障害（１～６以外）		

問7　あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

１．気管切開	２．人工呼吸器（レスピレーター）	３．吸入
４．吸引	５．胃ろう・腸ろう	６．鼻腔経管栄養
７．中心静脈栄養	８．透析	９．カテーテル留置
１０．ストマ（人工肛門・人工膀胱）	１１．服薬管理	１２．その他

住まいや暮らしについて

問8　あなたは、どこで生活をしていますか。（○は1つだけ）

１　自宅	３　グループホームなど
２　借家・公営住宅	４　その他（　　）

問9あなたは現在、どのように暮らしていますか。（（1）と（2）のそれぞれについて、○は1つだけ）

（1）一緒に暮らしている人の有無

１　一人で暮らしている
２　配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている
３　父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている
４　福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている
５　その他（　　）

（2）暮らしている場所

１　一般の住宅
２　グループホーム
３　福祉施設（障がい児・者支援施設）
４　福祉施設（高齢者施設）
５　病院（入院中）
６　その他（　　）

権利擁護について

問10　成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていましたか。（○は1つだけ）

１　名前も内容も知らない	３　名前も内容も知っている
２　名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問11　あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。（○は1つだけ）

１　活用したい	３　活用したいと思わない
２　今は必要ないが、将来は必要により活用したい	４　わからない

問12　あなたは、障がいのあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。（○は1つだけ）

１　ある　⇒問 13 へ	２　少しある　→問１３へ	３　ない　⇒問 14 へ

問13　どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

１　学校・仕事場	５　病院などの医療機関

２　仕事を探すとき	６　福祉施設・サービス事業所
３　外出先	７　住んでいる地域
４　余暇を楽しむとき	８　その他（　　）

問14　平成28年4月1日から、障害者差別解消法＊1 が施行され、『不当な差別的取 扱 い』＊2を禁止するとともに、『合理的配慮』＊3を 行 うことなどを通じて、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、障害者差別解消法について知っていましたか。（○は1つだけ）

＊1　…　正式名 称は、「障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律」です。

＊2　…『不当な差別的取 扱 い』とは、障 がいのある人に対して、正 当な理由なく、障 がいを理由として、サービスの提 供を拒否することや、サービスの提 供にあたって場所や時間帯を制限すること、障 がいのない人にはつけない条 件をつけることなどです。

＊3　…『合理的配慮』とは、障 がいのある人から、社会の中にある「暮らしにくさ」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲でその解決に向けた工夫や配慮を 行 うことです。

１　名前も内容も知らない	３　名前も内容も知っている
２　名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問15　あなたは、障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力・虐待などをなくすためにどのようなことが最も必要だと思いますか。（○は3つまで）

１　相談窓口、通報体制の整備
２　地域における関係機関のネットワークづくり
３　暴 力・虐 待を受けた方の一時保護制度の整備
４　差別や嫌がらせ、暴 力・虐 待などに関する広報の充 実
５　差別や嫌がらせ、暴 力・虐 待などを早期発見するための診断方法の確立・マニュアル整備
６　関係機関の職 員に対する教 育・研 修の充 実
７　その他（　　）

保健・医療について

問16　あなたは、体調を維持するために、気を配っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　食事（栄養バランスなど）に気をつけている
２　スポーツ・運動（リハビリを含む）をしている
３　睡眠を十 分にとっている
４　酒を飲まない、たばこを吸わない、または控えている
５　定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している
６　趣味・レクリエーションでストレスを解 消 している

７　その他（　　）
８　特にない

問17　医療を受けるうえで、困っていることはありますか。（○はいくつでも）

１　通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない
２　医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない
３　医師・看護師などの指示や説明がよくわからない
４　専門的な治療をしてくれる病院が近くにない
５　ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない
６　いくつもの病院に通わなければならない
７　気軽に往診を頼める医師がいない
８　医療費の負担が大きい
９　その他（　　）
１０　特に困っていることはない

外出について

問18　あなたは、外出するときは誰かの介助を必要としますか。（○はいくつでも）

１　ひとりで外出できる
２　家族が介助する
３　友人・知人が介助する
４　近所の方が介助する
５　ホームヘルパーが介助する
６　ボランティアの方が介助する
７　その他（　　）

問19　あなたが外出できない理由、または外出するときに困ることは何ですか。（○はいくつでも）

１　健康上や体力的に自信がない
２　介助・支援を頼める人がいない
３　周囲の目が気になる
４　お金の計算や支払ができない
５　道路や歩道が通りにくい
６　建物に、段差があるなどで利用しにくい
７　バスなどの交通機関が少ない
８　障がい者用の駐車場が少ない
９　障がい者用のトイレが少ない
１０　外出する気力がない
１１　出かけるところがない
１２　その他（　　）
１３　特にない

地域生活と防災について

問20　あなたは今、地域の人に支えられていると思いますか。（○は1つだけ）

１　支えられている
２　どちらかというと支えられている
３　どちらとも言えない
４　どちらかというと支えられていない
５　支えられていると思わない

問21　あなたは、次のサービスをボランティアが行うとしたら、どれをお願いしたいと思いますか。（○はいくつでも）

１　食事の世話	６　代筆・代読
２　洗濯・つくろい	７　買い物
３　部屋の掃除、庭の手入れ	８　手話通訳または要約筆記
４　話相手、相談相手	９　その他（　　）
５　病院などへの送迎・外出介助	

問22　災害が起こった際、あなたは一人で避難所に避難できますか。（○は1つだけ）

１　避難所の場所をしっており、１人で避難できる	３　避難できない
２　避難所は知っているが、１人で避難できない	４　その他（　　）

問23　災害が起こった際の不安は何ですか。（○はいくつでも）

１　災害の状況が伝わってこない場合の不安	４　その他（　　）
２　避難する際の不安	５　特にない
３　避難先での不安	６　わからない

問24　災害時に避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。（○はいくつでも）

１　トイレのこと	６　補装具や日常生活用具のこと
２　プライバシー保護のこと	７　その他（　　）
３　コミュニケーションのこと	８　特にない
４　介助・介護してくれる人のこと	９　わからない
５　薬や医療のこと	

問25　あなたは、災害時要援護者台帳登録※について知っていますか。（○は1つだけ）

１　知っている　⇒問 26 へ	２　知らない　⇒問 27 へ

問26　あなたは、災害時要援護者台帳登録していますか。（○は1つだけ）

※災害時要援護者台帳登録とは、地震や台風など、大きな災害にみまわれたとき、地域の住民などが協力し避難、救護、救援などの支援活動を円滑に行えるよう、福祉防災調査に同意をし登録する制度です。身近な地域で日常の声かけや見守り支援が受けられます。

１　登録している	２　登録していない

問27　停電時、非常用電源の用意などはありますか。（○は1つだけ）

１　ある　　２　ない　⇒　理由をア～エからを選択してください

ア　必要がない

イ　どのような物を準備すれば良いかわからない

ウ　費用がかかるから

エ　とくに理由はない

障がいへの理解について

問28　あなたは、「障がい」に対する町民の理解は深まってきていると思いますか。（○は1つだけ）

１　かなり深まってきている	５　全く深まっていない
２　ある程度深まってきている	６　その他（　　）
３　どちらとも言えない	７　わからない
４　あまり深まっていない	

問29　あなたは、芽室町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。（○は1つだけ）

１　暮らしやすいと思う	４　どちらかというと暮らしにくいと思う
２　どちらかというと暮らしやすいと思う	５　暮らしにくいと思う
３　どちらともいえない	６　その他（　　）

問30　あなたは、障がいのある方に対する支援として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（○は5つまで）

１　早期発見や初期段階での支援の充実
２　健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実
３　何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実
４　各種サービスや制度、医療機関などの情報提供
５　自分の生活、財産、権利を守ってくれる制度の充実
６　ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
７　家族にかわって短期間世話をしてくれるショートステイ・日中一時支援事業の充実
８　地域活動支援センター（アットホームめむろ）等の通所施設の充実
９　グループホームなど地域で暮らせる場所の充実
１０　就学・学校教育に関する支援の充実
１１　就労支援（ジョブコーチを含む）、職業訓練の充実
１２　移動の支援の充実
１３　町民への障がいに関する理解の促進
１４　ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実
１５　災害時に備え、要援護者の把握、安否確認や避難支援体制の充実
１６　年金や医療面の経済的な援助の充実
１７　スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する支援の充実
１８　公共施設や道路などのバリアフリー化
１９　保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化
２０　その他　（　　）
２１　特にない

ここからはご家族の方が、御自身の立場でお答えください。

教育・就学について

問31　お子さんは現在、通園・通学をしていますか。（○は１つだけ）

１　通園・通学中　**⇒問32～34へ**	２　していない　**⇒問35へ**

問32　通園・通学しているところは、次のうちどこですか。（○は１つだけ）

１　保育園・幼稚園	４　特別支援学校（幼・小・中・高等部）
２　小・中学校・高等学校（普通学級）	５　その他（　　）
３　小・中学校（特別支援学級）	

問33　支援が必要な児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものは、次のどれですか。（○は１つだけ）

１　普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境
２　普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境
３　特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境
４　その他（　　）
５　わからない

問34　学校・園等での生活を送る上で、さらに充実が必要だと思うのは、次のどれですか。（○は3つまで）

１　専門的な指導	６　職員の理解
２　学校生活に必要な設備	７　周囲の子どもたち（又はその保護者）の理解
３　園内・校内での人的支援	８　就学指導・進路指導
４　通園・通学への支援	９　その他（　　）
５　友人関係	

進路・就労について （※お子さんが13歳未満の方は、問39へ）

問35　お子さんは、将来（高等学校などを卒業後）、日中をどのように過ごしたいと考えていますか。また、保護者の方はどのように過ごしてほしいとお考えですか。（お子さんの意向が分からない場合は空欄のままでかまいません。○はいくつでも可）

	お子さんの意向	保護者の意向
１　正職員として働く		
２　正職員以外（パート・アルバイト、嘱託、派遣など）として働く		
３　家の仕事の手伝い		
４　障がい者のための通所サービス（就労継続支援など）を利用する		
５　障がい者のための介護サービス（生活介護など）を利用する		
６　短大・大学・専門学校などに通う		
７　施設入所		
８　その他（　　）		

問36　お子さんが会社などに就労するとした場合は、どのような配慮が必要だと思いますか。（○は３つまで）

１　就業に対する相談支援体制が充実していること
２　障がい者向け求人情報の提供が充実していること
３　職場内で、障がいに対する理解があること
４　障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること
５　通勤や移動に対して、配慮や支援があること
６　トライアル雇用事業※などにより、就業希望者と事業主のニーズが調整されること
７　ジョブコーチ派遣事業※などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること
８　法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること
９　その他（　　）
１０　わからない

※トライアル雇用（試行雇用）事業
企業が短期間（3か月程度）のトライアル雇用（試行雇用）を受け入れることで、職場に適応できるかについて、障がい者と企業とがお互いに確認してから本雇用に進むかどうかを決める事が出来る制度です。企業の雇用のきっかけをつくり、一般雇用へ移行を促すものです。

※ジョブコーチ（職場適応援助者）派遣事業
障がいのある方が、職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて一定期間（3か月程度）直接支援を行います。新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。また、障がいのある方への支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある方の職場に適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

問37　お子さんは将来（高等学校などを卒業後）、どのような暮らしをしたいと考えていますか。また、保護者はどのような暮らしを希望していますか（お子さんの意向が分からない場合は空欄のままでかまいません。○はいくつでも可）。

	お子さんの意向	保護者の意向
１　自宅で生活（家族だけの介助）		
２　自宅で生活（ホームヘルプサービスなどを利用）		
３　自宅で生活（障がい者のための通所サービスを利用）		
４　グループホームへの入所		
５　福祉施設への入所		
６　一人暮らし		
７　その他（　　）		

※問37で「グループホームへの入所を希望している」と答えた方にお聞きします。

問38　グループホームなどで生活をする場合、具体的にいつごろと考えていますか。

１　1年以内（R6年度）	４　７～１０年後（R１２～R１５年度）
２　1～３年後（R7～R8年度）	５　わからない
３　４～６年後（R9～R１１年度）	６　その他（　　）

相談・情報提供・コミュニケーションについて

問39　現在、お子さんのことで悩んでいることや相談したいことがありますか。（○はいくつでも）

１　健康や治療のこと	９　結婚のこと
２　生活費など経済的なこと	１０　緊急時や災害時のこと
３　介助や介護のこと	１１　話し相手がいないこと
４　家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	１２　福祉などに関する情報収集のこと
５　住まいのこと	１３　家族や地域での人間関係のこと
６　外出や移動のこと	１４　学校・職場・施設内での人間関係のこと
７　就学や進学のこと	１５　その他（　　）
８　仕事や就職のこと	１６　特にない

問40　あなたが悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）

１　家族・親戚	７　民生委員・児童委員
２　友人・知人・職場	８　児童相談所
３　幼稚園・保育所・学校	９　公共職業安定所（ハローワーク）
４　福祉施設・サービス事業所	１０　医療機関（病院や診療所）
５　発達支援センター	１１　どこに相談したらよいかわからない
６　役場庁舎の関係窓口	１２　その他（　　）

問41　あなたは、障がいのある方の情報収集について、どのようなことが必要だと思いますか。
（○は3つまで）

１	インターネット、SNSなど、障がいに適応した形による情報提供
２	障がいのある方の立場に立った相談支援体制の充実
３	手話通訳者、要約筆記者の派遣などの充実
４	その他（　　）
５	特にない

福祉サービスについて

問42　現在、利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。　※介護保険制度の利用分は除き、障害福祉サービスの利用にのみ、お答えください。

また、現在の利用で「2．利用していない」または、今後の利用希望で「2．希望なし」と答えた場合、その理由をそれぞれお答えください。（下の表のア～ケから選んで記載ください。）

「利用していない場合の理由」「利用希望がない場合の理由」の選択肢

ア、　サービスを受ける必要がないため
イ、　サービスの対象者に含まれないため
ウ、　既に別のサービスの提供を受けているため
エ、　サービス利用時間の都合が合わないため
オ、　地域にサービス提供事業所がないため
カ、　引き受けてくれる事業所が見つからないため
キ、　利用料金がかかるため
ク、　サービスがあることを知らなかったため
ケ、　その他

	区分	1．現在の利用			2．今後の利用希望		
		利用している	利用していない	理由（ア～ケ）	利用したい	希望なし	理由（ア～ケ）
1 相談系	**① 計画相談支援事業** 困っていることや生活の希望などについて相談することができ、サービス等利用計画の作成や調整などを行うサービス	1	2		1	2	
2 通所系	**① 児童発達支援** 未就学児童に対して、実態把握や発達の促進をうながすかかわり、保護者の相談支援などを受けられるサービス	1	2		1	2	
	② 放課後等デイサービス 就学児童に対して、実態把握や発達の促進をうながすかかわり、保護者の相談支援などを受けられるサービス	1	2		1	2	
	③ 保育所等訪問支援 保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に受けられる訪問サービス	1	2		1	2	

資料１－３

区分		1．現在の利用			2．今後の利用希望		
		利用している	利用していない	理由（ア～ケ）	利用したい	希望なし	理由（ア～ケ）
３ 訪問系	**①居宅介護（ホームヘルプ）** 自宅で入浴や排せつ、食事の介助などを行うサービス	1	2		1	2	
	②重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービス	1	2		1	2	
	③同行援護 視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行し、視覚的情報の支援など必要な介助や移動の補助などを行うサービス	1	2		1	2	
	④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス	1	2		1	2	
４ 日中活動系	**⑥短期入所（ショートステイ）** 介護する方が病気の場合などに、障がい者施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス	1	2		1	2	
５ 地域生活支援事業	**① 日中一時支援** 日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある方の日中における活動の場を提供するサービス	1	2		1	2	
	② 移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がいのある方に対し、外出のための支援を行うサービス	1	2		1	2	
	③ コミュニケーション支援事業 聴覚・言語・音声の障がいにより、コミュニケーションに支障のある方へ、手話通訳者等を派遣するサービス	1	2		1	2	
	⑤日常生活用具給付等事業 重度の障がいのある方が、日常生活に必要な用具の給付や貸出を受けられるサービス	1	2		1	2	

問43　障がい福祉について、あなたがお考えになっていることがありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートは以上になります。

ご協力ありがとうございました。

資料１－４

障がい福祉についての意識調査

～アンケート調査へのご協力のお願い～

日頃より芽室町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。芽室町では現在、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、障がい者手帳をお持ちの方、福祉サービスを利用されている方、町内会長、民生委員児童委員、各種審議会委員から選ばせていただきました。この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は、芽室町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使うことは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月　芽室町

《記入要領》

・回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

・記入が終わりましたら、8月16日（水）までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。

・このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問合せください。

■お問い合わせ

芽室町健康福祉課障がい福祉係（担当：矢野・赤坂）　電話：62－9723　FAX：62－0121

芽室町子育て支援課発達支援係（担当：有本・山﨑）　電話：62－3159　FAX：62－4433

基礎的事項について

問1　あなたの性別は、次のうちどれですか。（任意回答）（○は1つだけ）

１　男性	２　女性	３　答えたくない

問2　あなたの年齢（令和5年10月1日現在）を記入してください。

（　　）歳

問3　あなたはどの機関の委員として活動されていますか。（該当のすべてに○）

１　町内会町、行政区長	４　民生委員児童委員
２　各種審議会委員	５　その他（　　）
３　各種推進委員・指導員	

問4　あなたの身近に障がいのある方がいますか（○はいくつでも）

１　自分が住んでいる町内会、行政区にいる	３　家族や親族にいる
２　職場や活動している団体にいる	４　身近にはいない

障がい者福祉への関心

問5　あなたは、障がい者福祉について関心をお持ちですか。（○は1つ）

１　非常に関心がある	４　まったく関心がない
２　ある程度関心がある	５　どちらともいえない
３　あまり関心がない	６　その他（　　）

問6　問5で「1　非常に関心がある」「2　ある程度関心がある」と回答した方にお聞きします。どのような理由から関心をお持ちですか。（○はいくつでも）

１　自分が身体的・精神的に病弱であるから
２　自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる（いた）から
３　福祉活動やボランティア活動をしている（していた）から
４　保健・医療・福祉・教育に関する職業についている（ついていた）から
５　まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから
６　その他（　　）

障がいへの理解

問7　あなたは、あなたが住む地域社会には障がいのある方に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。（○は１つ）

１　あると思う	３　ほとんどないと思う
２　少しはあると思う	４　わからない

問8　問7で「1　あると思う」「2　少しはあると思う」と回答した方にお聞きします。以前と比べて障がい者に対する差別や偏見は、改善されていると思いますか。（○は１つ）

１　かなり改善されている	４　改善されていない
２　少しずつ改善されている	５　どちらともいえない
３　あまり改善されていない	６　わからない

問9　平成28年4月1日から、障害者差別解消法*1が施行され、『不当な差別的取扱い』*2を禁止するとともに、『合理的配慮』*3を行うことなどを通じて、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、障害者差別解消法について知っていましたか。（○は1つだけ）

＊1　…　正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

＊2　…　『不当な差別的取扱い』とは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。

＊3　…　『合理的配慮』とは、障がいのある人から、社会の中にある「暮らしにくさ」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲でその解決に向けた工夫や配慮を行うことです。

1　名前も内容も知らない	3　名前も内容も知っている
2　名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問10　あなたは、普段の生活の中であなたが住む地域社会には障がいのある方への対応や理解が足りないと思いますか（○は1つ）

1　全然足りないと思う	3　足りていると思う
2　少し足りないと思う	4　わからない

問11　問10で「1　全然足りないと思う」「2　少し足りないと思う」と回答した方にお聞きします。それはどんな場合ですか。（○はいくつでも）

1　教育の機会	6　店員の対応や態度
2　仕事や収入	7　行政職員などの対応や態度
3　近所づき合い	8　病院での診察
4　まちのなかでの人の視線	9　交通機関や建築物の構造
5　地域の行事や集まり	10　その他（　　）

問12　あなたは、障がいのある方への町民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。（○は3つまで）

1　障がいや障がい者問題に関する啓発の充実	7　障がいに関する講演会や学習会の開催
2　障がいへの理解を目的とする市民団体への支援	8　障がい者の積極的な社会への進出
3　障がい者へのボランティア活動の推進	9　障がい者の地域のまちづくりへの参加
4　交流を通じての理解と参加の促進	10 その他（　　）
5　学校における福祉教育の充実	11 わからない
6　福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流	12 理解を深める必要はない

障がい者への支援・ボランティアなど

問13　あなたは、今まで障がいのある方へ、どのような支援を行ったことがありますか。（○はいくつでも）

1　寄付や募金をした	5　行事への参加の機会を設けた
2　車いすを押すなど、移動を手伝った	6　その他（　　）
3　入浴や買い物を手伝った	7　支援をしたことがない
4　相談相手、話し相手になった	

問14　問13で「7　支援をしたことがない」と回答した方にお聞きします。特に支援をしたことがない理由はなんですか。（○はいくつでも）

１　支援を必要とする人が身近にいないから	５　専門の人や関係者に任せた方がいいから
２　支援をするのが気恥ずかしいから	６　時間がないから
３　おせっかいと思われる気がするから	７　関心がないから
４　どのようにしてよいかわからないから	８　その他（　　）

問15　あなたは、障がいのある方を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。（○は1つ）

１　ある	３　ない
２　ないが関心はある	４　その他（　　）

問16　問15で「２　ないが関心はある」または「３　ない」と回答した方にお聞きします。活動に参加するためには何が必要ですか。（○は3つまで）

１　ボランティア活動の情報	５　交通費等、金銭的負担の軽減
２　活動内容のわかりやすい説明	６　気軽に参加できる雰囲気
３　参加方法のわかりやすい説明	７　その他（　　）
４　関心を引く活動内容	８　ボランティア活動に関心はない

問17　あなたは、障がいのある方に対してどんな支援や活動をしてみたいですか（○は3つまで）

１　食事の世話	６　代筆・代読
２　洗濯・つくろい	７　買い物
３　部屋の掃除、庭の手入れ	８　手話通訳または要約筆記
４　話相手、相談相手	９その他
５　病院などへの送迎・外出介助	（　　）

障がい者の就労・教育

問18　あなたは、障がいのある方が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。（○は3つまで）

１　就業に対する相談支援体制が充実していること
２　障がいのある方向けの求人情報の提供が充実していること
３　職場内で、障がいに対する理解があること
４　障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること
５　通勤や移動に対して、配慮や支援があること
６　トライアル雇用事業※などにより、就業希望者と事業主のニーズが調整されること
７　ジョブコーチ派遣事業※などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること
８　法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること
９　その他（　　）
10　わからない

※トライアル雇用（試行雇用）事業

企業が短期間（3か月程度）のトライアル雇用（試行雇用）を受け入れることで、職場に適応できるかについて、障がい者と企業とがお互いに確認してから本雇用に進むかどうかを決める事が出来る制度です。企業の雇用のきっかけをつくり、一般雇用へ移行を促すものです。

※ジョブコーチ（職場適応援助者）派遣事業

障がいのある方が、職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて一定期間（3か月程度）直接支援を行います。新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。また、障がいの

ある方への支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある方の職場に適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

問19　障がいのある子どもの就学環境は、次のうちどれが望ましいと思いますか。（○は1つ）

１	普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境
２	普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境
３	特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境
４	その他（　　）
５	わからない

芽室町の障がい者福祉について

問20　あなたは、芽室町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。（○は1つ）

１	暮らしやすいと思う	４	どちらかというと暮らしにくいと思う
２	どちらかというと暮らしやすいと思う	５	その他（　　）
３	どちらともいえない		

問21　あなたは、障害のある方に対する支援として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（○は5つまで）

１	早期発見や初期段階での支援の充実
２	健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実
３	何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実
４	各種サービスや制度、医療機関などの情報提供
５	自分の生活、財産、権利を守ってくれる制度の充実
６	ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
７	家族にかわって短期間世話をしてくれるショートステイ・日中一時支援事業の充実
８	日中活動のための通所施設の充実
９	グループホームなど地域で暮らせる場所の充実
10	就学・学校教育に関する支援の充実
11	就労支援、職業訓練の充実
12	移動の支援の充実
13	町民への障がいに関する理解の促進
14	ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実
15	災害時に備え、要援護者の把握、安否確認や避難支援体制の充実
16	年金や医療面の経済的な援助の充実
17	スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する支援の充実
18	公共施設や道路などのバリアフリー化
19	保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化
20	その他（　　）

問21　障がい福祉について、あなたがお考えになっていることがありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

資料１－５

■　今後のスケジュール

時期	内容
７月１３日	第１回障害者部会
１０月下旬	第２回障害者部会（アンケート結果等）
１２月上旬	第３回障害者部会（計画素案に対する議論等）
随時	第 4 回障害者部会（計画素案修正版に対する議論等） ※第 3 回障害者部会で、再度検討・素案の修正が必要な意見があった場合に開催
１２月中～１月中	パブリックコメント実施
３月上旬	総合保健医療福祉協議会（計画案に対する議論、答申）
３月中旬	計画完成、公表

令和５年度
第１回芽室町総合保健医療福祉協議会
『障害者部会』　議事録

日　時　令和５年７月１３日（木）１８：３０～１９：１５
場　所　芽室町中央公民館　２階　図書資料室

健康福祉課障がい福祉係

○　会議次第

１　開　会

２　部会長挨拶

３　議　題

（１）第６期芽室町障がい者福祉計画、第２期芽室町障がい児福祉計画の進捗について

（２）第７期芽室町障がい者福祉計画及び第３期芽室町障がい児福祉計画に係るアンケート実施について

（３）今後のスケジュールについて

（４）その他

４　その他

５　閉　会

○　出席委員及び欠席委員

別紙名簿のとおり

○　事務局

健康福祉課	課長	森　真由美
健康福祉課障がい福祉係	係長	矢野　貴士
	主事	赤坂　貴明
子育て支援課	課長	佐々木雅之
子育て支援課発達支援係	センター長	有本　和晃
子育て支援課発達支援係	係長	山崎　　清
子育て支援課子育て支援係	係長	大浦　啓介

１８時３０分　開会

１　開会
　　障がい福祉係長
２　部会長選出・挨拶
　　柴田正博部会長
３　事務局紹介
４　議題
（１）第６期芽室町障がい者福祉計画、第２期芽室町障がい児福祉計画の進捗について（資料１）
（２）第７期芽室町障がい者福祉計画及び第３期芽室町障がい児福祉計画に係るアンケート実施について（資料２、３，４）
（３）今後のスケジュールについて（資料５）
５　その他
　　委員紹介
６　閉会

■　審議事項
《議題（１）第６期芽室町障がい者福祉計画、第２期芽室町障がい児福祉計画の進捗について（資料１）》
・事務局より、資料１に基づき第６期芽室町障がい者福祉計画、第２期芽室町障がい児福祉計画の進捗について説明。

↓（協議結果）

資料１の内容のとおり承認される。

《議題（２）第７期芽室町障がい者福祉計画及び第３期芽室町障がい児福祉計画に係るアンケート実施について（資料２，３，４）》

・事務局より、資料２・３・４に基づき説明。

Ｑ：前回のアンケート回収率は
Ａ：配布総数５８８件、回答数２８２件、回答率４７．９５％。内訳は次の

とおり。
障がい児　配布数　６６、回答数　２８、回答率４４．４％
障がい者　配布数３４９、回答数１４０、回答率４０．１％
一般　　配布数１７３、回答数１１４、回答率６５．９％

Ｑ：前回アンケートに追加する内容について詳しく知りたい。
Ａ：知的障がい者施設における不妊処置の報道を受けて住まいや暮らしのパートナーに関する内容を追加した。また、ヤングケアラーに係る日常生活に支援の介助者やその影響についてを追加した。また、ブラックアウトを受けて、停電時の非常用電源の備えについての質問を追加した。

↓（協議結果）

資料２，３，４の内容のとおり承認される。

《その他》
・事務局より、資料５に基づき今後のスケジュールを説明する。委員からの質疑なし。

１９時１５分　閉会